令和８年度第１回桑名市総合教育会議　議事要旨

日　時・場　所	令和８年８月 28 日（金）午前９時 00 分～10 時 30 分 桑名市役所　３階第２会議室
出　席　者	桑名市長、教育長 教育委員：　　３名 事 務 局：　　９名
議 事 次 第	１.【協議事項】関係機関と連携した安心できる環境づくりに向けて ２.【報告事項①】業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について ３.【報告事項②】リタリコ教育ソフトの活用について ４．その他
要　　旨	**１.【協議事項】関係機関と連携した安心できる環境づくりに向けて** 事務局からの説明 ・近年、学校現場では「子供と向き合う時間」の確保が難しくなっており、その主要因の一つとして「保護者対応に膨大な労力と時間が割かれていること」が挙げられている。 ・生徒指導事案の 95%は学校と保護者の信頼関係を基盤に日常的に解決しているが、残りの 5%が初期対応のつまずきなどから長期化・複雑化し、学校の正常な運営を妨げる「解決困難事案」へと発展している。 ・特に問題行動に占める SNS 関連トラブルの割合が急速に増加。 ・深刻化している。 小学校：令和５年度の 2.1%から、令和６年度は 8.6%、令和７年度には 9.4%へと増加 中学校：令和７年度には 19.4%（約５件に１件）に達している これに伴う対応の限界や、保護者間トラブルへの発展、さらには不当要求化へと発展する。 ・教職員の負担軽減と環境改善のため、専門人材（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールハートパートナー）を配置・活用している。 ・行政（危機管理室）や警察等と連携している。 ・学校 ADR（裁判外紛争解決手続き）の導入に向けた研究を進めている。 意見交換 ・SNS トラブルにおいて、端末が保護者の私有物であるため、学校には通信内容の閲覧権限や発信者情報の開示請求権限がなく、最終的には保護者の協力が必要になる。開示請求をしても個人情報の保護があり警察（捜査機関）でないと一切応じてもらえない。保護者の期待と学校の法的限界とのギャップが不満を招いている。 ・学校 ADR は最後の砦である。事前に弁護士、大学教授、学識経験者に登録してもらい事案によってチーム編成している。教育委員会が選定しているため、少し離れた所にやって貰えると納得感が強いのではないか。 ・スクールハートパートナーは必要なところに出向いてくれたり、すぐ話をしたい時に学校に居てくれたりと、とても有難い存在なので、是非予算を確保出来るように努めて

	頂きたい。 ・トラブル時、「力関係を考慮して個別に話を聞く原則」は理解できるが、個別に対応すると『うまくスルーできた』と子供が悪い成功体験を積み、問題がエスカレートする懸念がある。時には双方を同席させて対話させるべきではないか。 ・生徒指導事実案件数は保護者とのトラブル全てではなく、生徒事案は学校内しか知らない事案でもない。 ・カスハラ条例も制定されている中で、教育委員会（学校）として保護者との向き合い方は客観的な事実をもってきちんと対応していくのが大事。 ・ICT 教育の急速な普及に伴い、TikTok や Instagram などの超ショート動画に慣れた子供たちが、長い文章を読解する集中力や根気が失われていくのではないか。北欧での紙ベースの再評価やデジタル教材利用制限の動向も聞いており、保護者への啓発や適切な利用制限の必要性を強く感じている。子供や教員が端末に「使われる」状態になることへの警戒感がある。 ・外部人材を活用することは、時間の効率化のみならず精神的な防壁として非常に重要である。ADR 導入による削減時間の目標設定などがあるのか。 **２.【報告事項①】業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について** 事務局からの説明 ・給特法（義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正を受け、桑名市教育委員会は令和 8 年度から 11 年度までの 4 カ年計画を策定した。 ・平均的な時間外勤務は抑制傾向にあるものの、特定の職員や特定の中学校において突出して時間外勤務が多くなる「業務の偏在」が深刻な課題となっている。 ・教職員の「仕事のやりがい・満足度」は三重県平均を大きく上回っている。しかし同時に、「心理的負担の高さ」も県平均を上回っているのが特徴である。「やりがいを持って子供のために頑張るが、教育的配慮のもとで自己犠牲的に疲弊していく」という構造が存在し、特に保護者対応などの困難事案において、自分の裁量でコントロールできない状況からメンタルヘルスを崩し、休職に至る教員が頻発している。 意見交換 ・給食や掃除、昼休みの時間は、児童の特性把握や人間関係の育成（教育活動）として極めて重要な時間である。これらは子供全体を育て、その子の特性を見るための貴重な時間であるため、スクールハートパートナーに回っていただき、情報を共有するなど、教育上大事にする部分は大事にして貰いたい。 **３.【報告事項②】リタリコ教育ソフトの活用について** 事務局からの説明 ・特別な支援を必要とする子供たちに対して、すべての教員が個別最適な質の高い支援を行い、同時に指導計画作成などの業務負担を軽減することを目指し、令和 8 年度より「リタリコ（LITALICO）教育ソフト」を本格導入した。 ・特別支援学級に籍を置く桑名市内の児童生徒数は、平成 28 年度の 375 人から令和 8

	年度には601人へ（10年間で約1.6倍）急増している。児童生徒総数が減少しているため、全体に占める割合は3.2%から5.9%へと1.9倍に高まっており、すべての教員が特別支援の専門性を身につけることが避けて通れない喫緊の課題となっている。 ・ソフトには支援を途切れさせないための3つの柱「まなびプラン、まなび教材、まなび動画」があり、教職員の主観や経験に依存しがちだった指導を客観データに基づき一貫してサポートする。 ・令和7年度に多度学園開校を見据えた他ブロックの4小1中で実施したトライアルでは、以下の成果が確認された。 ※アセスメントにより児童の実態把握と見立てがスムーズになった。 ※転校や進学（小学校から中学校、多度学園への引き継ぎなど）の際、リタリコシステム上で支援計画を引き継ぐことで、環境が変わっても「支援が途切れない仕組み」としての有効性が実証された。 意見交換 ・ソフトは教員向けではあるが、保護者には家庭での様子についての保護者向けアンケートを活用し、そのアセスメント結果を懇談会等で保護者と共有（共通理解を形成）することも可能である。多様な特性をもつ発達障害に対して個別の配慮を行いつつ、次の段階へ引き継いでいける。すでに県、一部の学校でも導入されている。 **４．その他** 事務局より、次回の予定について連絡 （以上）